

第37回
東京地方裁判所委員会
(平成28年2月18日開催)

東京地方裁判所委員会（第37回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

平成28年2月18日（木）15:00～17:00

第2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

第3 出席者

（委員） 貝阿彌 誠，足立 哲，大沢陽一郎，岡田ヒロミ，門田美知子，桑子敏雄，小林克信，柴垣明彦，渋谷義彦，高橋順一，橋本 淳，早瀬保行，深見敏正，藤田幸子，松本 裕，八木一洋，若園敦雄

（オブザーバー）

（事務局） 東京地裁民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，東京簡裁事務部長，東京地裁総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務第一係長

（プレゼンター）

東京地裁裁判官 齋藤 繁道

同 三輪 方大

第4 講演及び議題等

- 1 保護司について（講演）
- 2 建築訴訟の適正迅速な解決に向けた取組みについて（議題）

第5 配布資料

- ・「保護司」と題するレジュメ
- ・「建築訴訟の適正迅速な解決に向けた取組みについて」と題するレジュメ（パワーポイント用）

第6 議事

- 1 開会
- 2 新任委員の紹介（桑子委員，早瀬委員，松本委員）
- 3 法曹以外の外部委員による講演等

【発言者の表示＝◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，■：講演者】

講演担当の外部委員から「保護司について」の講演が行われた後，以下のとおり質疑応答があった。

◎ 保護司会から、裁判所に対する要望等があればお伺いしたい。

■ 当該保護観察対象者の今後の処遇に生かしていくため、犯罪や非行をした者の問題性に応じた個別性のある特別遵守事項を判決に付記していただくなどして御提示いただきたい。例えば、純粋な少年ほど上下関係を大切にすあまり善悪を考えずに行動することがあるが、そのような場合にはそうした特性等に鑑みた特別遵守事項を提示いただくのが有益である。

◎ 刑事事件における裁判所からの特別遵守事項はどのような現状か。

■ 裁判所からの特別遵守事項について、保護司は、地方更生保護委員会を通じて送付を受けているが、特別遵守事項が判決に付記されている場合とそうでない場合とがあり、裁判官によって様々である。

● 刑事裁判において、保護観察付き執行猶予にする場合、裁判官は保護観察所にあてて遵守事項等に関するメモを作成して送付する。その際に事案によっては定型的ではない特別遵守事項を付すよう取り組んではいるが、そのような個別性のある特別遵守事項を適切に設定することは、裁判官にとっても悩ましいところ、というのが現状である。

○ 弁護士会に対する御要望等があればお伺いしたい。

■ 昨年、弁護士会館で行われた大学教授による受刑者の社会復帰支援に関する講演では、犯罪処遇と弁護士の役割として、弁護士が犯罪者の更生保護に積極的に関わることが有益である旨が唱えられていた。

更生保護を支える活動としては、著名人と弁護士が協働した取り組みもある。一方、社会復帰を目指す対象者の環境や事情は様々であり、例えば、認知症の方が社会に出たときの対応をどのように図っていくかというような課題もあり、そうした課題への取り組みも含め更生保護支援活動に、より多くの弁護士に関わっていただければと考えている。また、保護司会には、弁護士の方も所属している。

4 議題「建築訴訟の適正迅速な解決に向けた取り組みについて」

【発言者の表示=◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，■：講演者】

プレゼンターによる、建築訴訟の適正迅速な解決に向けた取り組みとして、建築訴訟の類型、特徴及び審理の実情等についての説明があった後、以下のとおり質疑応答があった。

○ 立川支部では、建築訴訟をどのように取り扱っているか。

- 立川支部では、建築訴訟について、東京地裁本庁のような専門部はないので、受理したものは、3か部に順次振り分けている。また、審理の実情は、専門部のようにシステムチックにはなっていないが、自庁所属の調停委員、東京地裁所属の調停委員等を活用するとともに、東京・大阪の各地裁のノウハウを参考にするなどして、迅速な解決のために取り組んでいる。
 - 立川支部で受理した事件について、東京地裁本庁（民事第22部）への回付を行うことがあるのか。
 - 回付するという運用はない。
 - ◎ 立川支部において、建築訴訟を調停に付すという取扱いはあるか。あるとすればどの程度か。
 - 建築訴訟を付調停にしている割合については、特に統計としてまとめたものはないが、立川支部の建築訴訟に関する取組みとしては、専門委員の活用も視野にいれるなどして検討されている。
 - ◎ 本庁の（建築訴訟における）付調停の割合はどの程度か。
 - 統計としてまとめたものはないが、およそ5割位ではないかと認識している。
 - 付調停前に和解成立したものもあるという認識でよいか。
 - そのとおりである。
 - 建築事件について、訴訟提起ではなく、申立ての方式が調停による場合も多いのか。
 - 建築訴訟は、訴訟提起による場合がほとんどである。
 - 建築をめぐるトラブルとしては、行政が関わる事案もあるが、例えば、マンション建築の許可申請をめぐる事案や行政と住民とが対立するような事案として施主が行政として建築されたマンションに対し住民がその建て替えを求める場合などがあり、それらは建築訴訟と位置付けてよいか。
 - 上記の例のうち、（後者の）施主が行政として建築された建物に関する紛争は、行政は契約主体としての民という立場にあるから、建築訴訟に位置付けられるものと考えられる。一方、建築許可申請をめぐる事案については、行政処分に対し、その取消し等を求めるものであれば、行政訴訟と位置付けられると考えられる。
- なお、建築訴訟かそれともそれ以外の通常訴訟等に位置付けられるのかは、事件の争点がどのようなものであるかによって判断される。
- 行政訴訟については、東京地裁にその専門部（行政部）が4か部あり、事務分配の

定めにに基づき、行政部が担当することとされている。

- 建築に関するトラブルについて、消費者から相談を受ける場合も少なくないが、相談内容が専門的な分野に及ぶことがあったり、感情的に高まっている場合が多い。専門的な要素を含む建築トラブルの相談については、弁護士会を案内したり、ADRを案内することが多い。裁判所が建築訴訟の実情等について、積極的にPRをし、その取組みを広めることはどうか。
- 建築訴訟の取組みや審理方法に関し、本日、御説明する機会を設けていただいたことに感謝している。今後とも皆様の御協力を得て、より一層、建築訴訟の取組み等を広げていくことができると考えている。
- ◎ 東京地裁における建築訴訟について、現在のように専門部ができる以前は、受理した事件を順次通常部に振り分けていた。建築訴訟では、争われる瑕疵が何百にも及ぶこともあり、現在のように専門家の意見を聞くような審理方針も確立していなかったため、担当する裁判官はその検討に試行錯誤していた。現在のような専門的知見を踏まえた審理方法は、よりよい紛争の解決を図っていく上で、良い取組みであると考えらる。
- 調停段階における専門家の意見書の取扱いについてお伺いしたい。
- 専門家の意見書は、当該紛争において、その意見がどのような観点に基づいて出されたものかを客観的に示すものであり、調停が不成立となる場合には、不成立調書に不成立の経緯を明らかにするものとして、意見書を添付することがある。訴訟の当事者は、当該不成立調書の写しを書証として提出し、裁判所は判決をする上でそれを斟酌することが考えられる。また、当事者が書証として提出しない場合には、裁判所が、口頭弁論調書等と一体にするなどして、調停段階における専門家及び当事者の意見を口頭弁論に顕出し、判決の基礎とすることもある。
- 調停の段階で、当事者が意見書を見ることは可能か。
- 事案によっては、意見書を提示しながら、調停案の根拠を説明することもある。
- 民事調停官はどの位いるのか。また、民事調停官が調停に付された建築事件を不成立とした場合、どのような配てんになるのか。さらに、民事調停官の事件処理状況についてもお伺いしたい。
- 民事調停官は年々増えており、（2月18日）現在、13名である。建築事件については、調停による申立ては少なく、訴訟提起される場合がほとんどであり、訴訟

を調停に付した裁判官が調停も担当しているので、民事調停官が建築事件を担当することはほとんどない。したがって、民事調停官が担当する事件は、建築事件以外が主である。民事調停官は、執務日以外にも出勤し、記録を検討するなど、事件処理への取組みには熱意が感じられる。

第7 次回のテーマについて

裁判所委員から、「昨今、ドメスティック・バイオレンス事案が社会的に増えてきており、深刻な問題になっていると考えており、また、その適用範囲は同棲関係にも広がってきているが、DV事案に関する対応は、裁判所だけでは解決できず、刑事関係機関及び行政機関との連携関係の構築が必要と考える。関係機関との連携の在り方について、皆様からの御指摘をいただきたいと考え、今回は、「保護命令事件の最近の運用の実情と関係機関との連携の在り方について」を採り上げたい。」旨の意見が出されたことから、第38回は、これをテーマとすることになった。

第8 次回以降の開催期日について

次 回：6月9日（木）午後3時00分